

「大阪スポーツ元気プロジェクト事業」にかかる 企画・運営等委託業務 企画提案募集要項

1 事業趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、様々なスポーツイベントが中止や延期、さらに「緊急事態宣言」解除後においても、プロスポーツチームの試合における観客の収容制限など、今なおスポーツは甚大な影響を受けている。

大阪府及び大阪スポーツ元気プロジェクト実行委員会（構成団体：大阪府、大阪商工会議所、公益財団法人大阪府スポーツ協会。以下「実行委員会」という。）では、新型コロナウイルスと共存しながら、運動する機会の創出や観戦機会の提供などスポーツ活動の回復に取り組むとともに、大阪のプロスポーツチーム等を通じてスポーツの魅力を発信するため、「大阪スポーツ元気プロジェクト事業」を実施する。

本事業を通じて、大阪のプロスポーツチーム等を紹介する場を創出するとともに、府民にスポーツに触れる機会を提供し、大阪のスポーツ活動の盛り上げと、新型コロナウイルス感染症によって落ち込んだ地域経済の活性化を図る。

2 業務名称

「大阪スポーツ元気プロジェクト事業」にかかる企画・運営等委託業務

3 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

4 契約上限金額

49,700,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※ 契約上限金額は、以下「7 提案上限金額」と実行委員会において指定する費用（900 万円）を含めた金額とする。

※ なお、本事業は、新型コロナウイルス感染症の状況などの社会情勢を踏まえ実施していく必要があるため、予算の範囲内で追加、変更等を求めることがあります。その際は実行委員会と協議・調整のうえ、決定します。

5 委託業務内容

- (1) 大阪のトップアスリートやスポーツチームと連携した大規模スポーツイベントに係る業務
（開催日：令和2年12月5日（土）、開催場所：万博記念競技場、万博記念公園東の広場）
- (2) 試合観戦とオプションツアーに関する業務
- (3) スポーツの広報プロモーション業務
- (4) 全体スケジュール等の業務運営計画の作成

6 契約締結について

本件委託業務に係る企画提案（以下「本件企画提案」という。）の募集に応じた者（以下「応募提案者」という。）のうち、外部委員で構成する事業者選定委員会による審査を経て、最も優れた企画を提案した者（以下「最優秀提案者」という。）と契約条件を協議の上、実行委員会において決定し、契約を締結します。

7 提案上限金額

40,700,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

提案上限金額には、以下の経費は、含めないでください。

（実行委員会が指定する費用）

仕様書2頁	4（1）1（1）アの会場使用料及び関係者用駐車場の使用料	300万円
仕様書2頁	4（1）1（1）ウのスポーツ教室におけるレッスン料	300万円
仕様書6頁	4（2）の試合観戦費・オプションツアー費	300万円

8 企画提案概要

- （1）大阪のトップアスリートやスポーツチームと連携した大規模スポーツイベントに係る業務
（開催日：令和2年12月5日（土）、開催場所：万博記念競技場、万博記念公園東の広場）

（提案事項）

子どもから高齢者まで幅広い世代が、トップアスリートと触れ合い、スポーツを楽しむことができるエンターテインメント性を持たせたインパクトのある大規模スポーツイベントの企画内容について提案してください。

提案の際は、以下ア～カの条件に沿ったイベント企画としてください。

ア 来場された方が大いに盛り上がるようなステージイベント等の実施

イ スポーツ選手（トップアスリート）の身体能力の凄さが伝わるコンテンツの実施

ウ 府民参加型のAI・AR等を活用した体力測定など、体力向上にチャレンジできるコンテンツの実施

エ 誰もが参加できるインクルーシブな考えを取り入れたスポーツ体験の実施

（例 ボッチャ、車いすバスケットボール等）

オ スポーツ教室の実施

カ 本イベントを広くマスコミに取り上げてもらえるよう、マスメディアとの連携

＜共通事項＞

○15 チーム（※）以外のスポーツチームや選手等の出演、実施コンテンツ等の提案も可能です。

○イベントに参加する全員の安全に十分に配慮した提案をしてください。

○新型コロナウイルスへの感染予防対策について、公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が作成した「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を踏まえた、運営提案をしてください。

(提案にあたっての留意事項)

「オ スポーツ教室の実施」について

- ・15 チーム(※)の選手等のスポーツ教室への出演調整等は、実行委員会が行うが、それ以外のチームや選手等の出演調整等については、応募提案者にて行ってください。

(※) 大阪ゆかりのプロスポーツチーム等(15チーム)

- ・野球：オリックス・バファローズ
- ・サッカー：ガンバ大阪、セレッソ大阪、FC大阪、スペランツァ大阪高槻
- ・ラグビー：NTTドコモレッドハリケーンズ、近鉄ライナーズ
- ・フットサル：シュライカー大阪
- ・バスケットボール：大阪エヴェッサ
- ・バレーボール：堺プレイザーズ、サントリーサンバーズ、パナソニックパンサーズ、JTマーヴェラス
- ・卓球：日本生命レッドエルフ、日本ペイントマレッツ

(2) 全事業の運営体制等について

(提案事項)

事業実施にあたって、具体的な運営体制を提案すること。

(提案にあたっての留意事項)

- ・契約締結後、実行委員会と十分な協議・調整を行い、事業を実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け取り組むこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえた、提案内容とすること。

9 スケジュール

○ 公募開始	7月16日(木)
○ 説明会	7月21日(火)
○ 質問締め切り	7月27日(月)
○ 質問に対する回答	7月30日(木)
○ 提案書等の提出締め切り	8月12日(水)
○ 選定委員会	8月24日(月)
○ 審査結果通知等	8月下旬

10 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること（ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予を受けて、未納であることは除く）。
 - (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること（ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予を受けて、未納であることは除く）。
 - (5) 消費税及び地方消費税を完納していること（ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条に規定された特例措置により、未納であることは除く）。
 - (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
 - (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。
 - (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

11 失格事項

応募提案者が次のいずれか1つに該当する場合は失格とします。応募提案者が最優秀提案事業者に決定した後契約締結までの間に、次のいずれか1つに該当した場合も同様に失格とし、次点の者を採用します。

- (1) 資格を満たさなくなった場合若しくは資格を満たさないことが明らかになった場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合

- (3) 2つ以上の提案を提出した場合（応募提案者である共同企業体の構成員が他の応募提案者である共同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合も含む。）
- (4) 委託金額の上限を超える額の応募金額提案書を提出した場合
- (5) 本件企画提案の審査（審査委員によるプレゼンテーション審査）の時刻に出席しなかった場合
- (6) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- (7) 大阪府公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得に違反した場合
- (8) 提出期間内に応募書類等が提出されなかった場合

12 公募要領の配布及び受付期間

- (1) 配布期間 令和2年7月16日（木）から同年8月12日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後5時まで）
- (2) 配布場所及び受付場所
大阪スポーツ元気プロジェクト実行委員会事務局
（大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課スポーツ振興グループ内）
住所：大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階
電話番号：06-6210-9308
- (3) 配布方法
上記（2）配布場所及び受付場所で配布するほか、大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課スポーツ振興グループホームページ
（<http://www.pref.osaka.lg.jp/sportsshinko/osakagenkipro/index.html>）
からダウンロードできます。（郵送による配布はございません。）
- (4) 受付期間
令和2年7月16日（木）から同年8月12日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後5時まで）

13 説明会の実施

本件の募集に係る説明会（現地見学を含む。）を次のとおり開催します、応募予定者は必ず出席してください。

- (1) 開催日時
日時 令和2年7月21日（火）午後2時30分から（受付開始 午後2時）
場所 大阪府吹田市千里万博公園 5-2 万博記念競技場 会議室
※説明会に参加される方は、募集要項、仕様書、様式を持参してください。
※説明会に参加される方は、公共交通機関をご利用ください。
大阪モノレール「公園東口」駅下車徒歩3分
※障がい等により配慮を希望される方は、事前にご相談ください。
※説明会に参加される方は、マスク着用及び手指消毒等、感染予防対策にご協力をお願いいたします。
※発熱などの症状がある場合は、出席を自粛いただきますようお願いいたします。
- (2) 申込方法
ア 申込方法
・「大阪スポーツ元気プロジェクト事業にかかる企画・運営等委託業務説明会参加申込書」（別紙様式1）を電子メール（sportsshinko@sbox.pref.osaka.lg.jp）で提出してください。□頭、電話、ファクシミリによる申込みは受け付けません。

- ・「件名」に「【説明会参加申込：「大阪スポーツ元気プロジェクト事業プロポーザルについて】」と記載して送付してください。
- ・送信後、必ず、到着の有無を電話で事務局にお問い合わせください。

イ 受付期間

令和2年7月20日（月）正午まで《必着》

- ・会場の都合により、応募予定者1社につき2名まででお願いします。

【問い合わせ先】

大阪スポーツ元気プロジェクト実行委員会事務局 担当 高見、安井、宮本
 （大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課スポーツ振興グループ内）
 電話番号 06-6210-9308（直通）

14 質問の受付

(1) 質問受付期間

令和2年7月27日（月）正午まで《必着》

※受付期間外の質問は、理由の如何を問わず受け付けません。

(2) 提出方法

ア 質問は「大阪スポーツ元気プロジェクト事業質問票」（別紙様式2）により、電子メールのみ受け付けます。

口頭、電話、ファクシミリでの質問は一切受け付けません。

イ 複数の法人による共同企業体で応募する場合は、代表する法人がとりまとめて送信してください。

ウ 電子メールの「件名」に「【質問】大阪スポーツ元気プロジェクト事業プロポーザルについて」と明記して送付してください。

エ 質問の送信後は、必ず到着の有無を電話で事務局にお問い合わせください。

(3) 質問提出先

大阪スポーツ元気プロジェクト実行委員会事務局 担当 高見、安井、宮本
 （大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課内）

メール sportsshinko@sbox.pref.osaka.lg.jp

電話番号 06-6210-9308（直通）

(4) 質問の回答方法

受け付けた質問の内容及び質問に対する回答は、令和2年7月30日（木）中に、大阪府スポーツ振興課内ホームページに掲載します。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sportsshinko/osakagenkipro/index.html>

15 提案にかかる応募書類及び提出方法

(1) 応募書類及び提出部数

○「正本」（応募書類と添付書類） 1部

○「副本」（応募書類のみ） 10部

《注意事項》

【応募書類】

ア 企画提案応募申込書（別紙様式3：正本1部、副本10部）

イ 提案書表紙（別紙様式4-1：正本1部、別紙様式4-2：副本10部）

提案書（別紙様式5：正本1部、副本10部）

ウ 応募金額提案書（別紙様式6：正本1部、副本10部）

エ 業務実績申告書（別紙様式7：正本1部、副本10部）

※共同企業体（この事業を目的として構成された共同企業体）での応募の場合は、上記ア～エに加え、次の①～④の書類も併せて提出：各1部

- ① 共同企業体届出書（別紙様式8）
- ② 共同企業体協定書（別紙様式9）
- ③ 委任状（別紙様式10）※構成員が支店等の場合のみ
- ④ 使用印鑑届（別紙様式11-1）※代表構成員が代表取締役の場合
使用印鑑届（別紙様式11-2）※代表構成員が受任者の場合

オ 誓約書（参加資格関係）（別紙様式12）

誓約書（暴力団関係）（別紙様式13）

【添付書類】

※共同企業体（この事業を目的として構成された共同企業体）で企画提案する場合は、添付書類ア～オは、共同企業体すべての構成員について提出してください。

ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

イ ①法人登記簿謄本（1部）

- ・法人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・「成年後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ 納税証明書（ただし、特例措置による未納がある場合は、納税証明書に加えて、納税の猶予許可通知書等徴税猶予の承認を証明するもの）（1部）

（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書
- ④個別注記表
- ⑤附属明細書

オ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が45.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

- ・報告義務のある方のみ提出してください。

(2) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(3) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合、審査の対象とならないことがあります。

(4) その他

- ・応募は1者1提案とします。(共同企業体として参加する場合を含む)
- ・応募書類はモノクロ(白黒)、カラーどちらでも可。
- ・「正本」「副本」それぞれを1部ずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電媒体(CD-R等)での提出もお願いします。
- ・「正本」については、表紙及び背表紙には「提案事業タイトル」と「提案団体名」を記入してください。
- ・「副本」については、個人名及び企業名、社章など応募提案者が特定できる内容を記入しないでください。(表紙及び背表紙含む)
- ・応募に要する経費はすべて応募提案者の負担とします。
- ・提出時には一切の質問に応じません。
- ・提出後の資料追加、差し替え及び補正は一切認められません。
(事務局が補正等を求める場合を除きます。)
- ・応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

(5) 提出方法

事務局への持ち込みのみとします。(郵送等による提出は認めません。)

※提出の際は、マスク着用及び手指消毒等、感染予防対策にご協力をお願いします。

※発熱などの症状がある場合は、持参を自粛いただき、下記(7)まで、ご連絡ください。

(6) 提出期限

令和2年8月12日(水)午後5時まで(必着)

(7) 提出先

大阪スポーツ元気プロジェクト実行委員会事務局 担当 高見、安井、宮本

(大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課内)

住所 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)37階(別紙参照)

電話番号 06-6210-9308

16 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する事業者選定委員会による審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。
- イ 応募提案者が多数の場合、書類審査により上位5者程度を選定後、プレゼンテーション審査を実施します。
- ウ プレゼンテーション審査の日時は提出書類受付締切後、各提案事業者に通知します。
なお、プレゼンテーション審査ではパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。
- エ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果100点満点中60点以下の場合は採択しません。

オ 最優秀提案は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

カ 選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査基準

審査項目	割合	審査内容・着眼点
大阪のトップアスリートやスポーツチームと連携した大規模スポーツイベントの企画	57点	・事業の趣旨及び目的を踏まえた提案となっているか。 ・イベントの運営体制・全体スケジュール等における考え方に妥当性があり、かつ、実現可能な内容か。 ・企画提案概要のA～カの条件に沿った提案となっているか。
全事業の運営体制等	30点	・総合運営力（運営管理、組織・実施体制、調整進行計画） ・事業を計画的で安全に実施できる体制 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策がなされているか。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえた、提案であるか。
障がい者雇用	3点	・常用労働者45.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者45.5人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。
価格点	10点	・価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格
合計	100点	

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募提案者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をスポーツ振興課ホームページにおいて公表します。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/sportsshinko/osakagenkipro/index.html>)

ただし、応募提案者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

①最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

（品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額）

②全応募提案者の名称（申込順）

③全応募提案者の評価点（得点順 内容は①に同じ）

④最優秀提案事業者の選定理由（講評ポイント）

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

ア 事業者選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

17 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と協議を行い、実行委員会で決定の上、契約を締結します。

(2) 採択された提案については、採択後に事務局と詳細を協議していただきます。この際、内容・

金額について変更が生じる場合があります。

- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式 13）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、実行委員会は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間に、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は実行委員会が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を実行委員会に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上

ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき)。
ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

18 その他

- 応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、大阪府公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得等を熟読し、遵守してください。
- 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、実行委員会と協議のうえ、指示に従ってください。